

2018年5月25日

原子力民間規制委員会・東京
代表 岩田俊雄 様

東京電力ホールディングス株式会社

当社福島第一原子力発電所における事故、および、放射性物質の漏えいにより、立地地域の皆さま、さらには広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

2018年5月9日付けでいただきました質問書につきまして、以下のとおり回答します。

1. 原子力再稼働の必要性について

弊社といたしましては、福島第一原子力発電所の廃炉や賠償、福島への責任を貫徹していくためには電力小売全面自由化のもとで厳しい競争を勝ち抜いていかねばならず、持続可能な黒字体質として経営を安定していく観点からも、原子力の再稼働は必要であると認識しております。

再稼働にあたっては、安全を最優先・大前提として国の審査に的確に対応していくとともに、立地地域の皆さまの安全に対する懸念に関して真摯に説明を尽くし、ご理解を得ながら進めてまいります。

2. 浪江町民による集団申し立てに係る原子力損害賠償紛争解決（ADR）センターの 手続き打切りについて

弊社といたしましては、これまでも「和解仲介案の尊重」というお約束に沿って、和解の早期成立に向け対応してきたところであり、その考えに変わりはありません。

原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「ADRセンター」といいます。）における手続きが、簡易な手続きにより早期解決を目指す場であることは十分認識し、和解案尊重の観点から歩み寄りを指向しており、ほとんどの事案について和解案を受諾しております。

一方、和解案が提示された後、和解に向けて和解内容を調整させていただく事案もあり、浪江町民の方々からの申し立てにつきましても、ADRセンターから和解案が提示された後、和解に向けた調整をADRセンターの進行に則り、真摯に対応させていただいていたところです。

いずれにいたしましても、弊社といたしましては、引き続き「3つの誓い」を遵守し、親身・親切的な賠償に取り組んでまいります。

以上

扱い：東京電力ホールディングス(株)
立地地域部 原子力センター